

ID: 505

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係

| | | | |
|--|---------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 介護保険法 第78条の12 | | |
| 法令番号 | 平成9年法律第123号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>準用する法第70条の2の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年7月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |